

BCG(結核)

予診票は記入もれのないよう保護者が正確に記入してください。

- ①体温は接種前に医療機関で測定します。
- ②身体状況等で心配なことがあるお子さんは、前もって主治医にお尋ねください。

病気について

結核菌の感染でおこります。わが国の結核患者はかなり減少しましたが、まだ2万人を超える患者が毎年発生しているため、大人から子どもへ感染することも少なくありません。また、結核に対する抵抗力(免疫)は、お母さんからもらうことができないので、生まれたばかりの赤ちゃんもかかる心配があります。乳幼児は結核に対する抵抗力が弱いので、全身性の結核症にかかったり、結核性髄膜炎になることもあり、重い後遺症を残す可能性があります。

BCG は、髄膜炎や粟粒結核などの重症になりやすい乳幼児期の結核を防ぐ効果が確認されています。

予防接種の副反応について

予防接種の副反応については、接種前に必ず医師に確認してください。

【BCG 接種後通常みられる反応】

接種後 10 日頃に接種局所に赤いポツポツができ、一部に小さい膿ができることがあります。この反応は、接種後 4 週間頃に最も強くなりますが、その後は、かさぶたができて接種後 3 か月までには治り、小さな傷跡が残るだけになります。これは異常反応ではなく、BCG 接種により抵抗力がついた証拠です。自然に治るので、包帯をしたり、絆創膏を貼ったりしないで、そのまま清潔に保ってください。ただし、接種後 3 か月を過ぎても接種の跡がジクジクしているような時は医師に相談してください。

また、副反応として、接種をした側のわきの下のリンパ節がまれに腫れることがあります。通常、放置して様子を見てかまいませんが、ときにただれたり、大変大きく腫れたり、まれに化膿して自然にやぶれてうみが出る場合があります。このような時も医師に相談してください。

【医師の判断が必要なもの】

お子さんが接種前に結核に感染している場合は、接種後 10 日以内にコッホ現象(接種局所の発赤、はれ及び接種局所の化膿等)があり、通常 2 週間から 4 週間後に消炎、瘢痕化し、治癒する一連の反応)が起こることがあります。通常の副反応における接種局所の様相の発現時期(おおむね 10 日前後)と異なり、接種後数日間のうち早い段階で発現します。コッホ現象と思われる反応がお子さんにみられた場合は、速やかに医療機関を受診してください。この場合、お子さんに結核をうつした可能性のある家族の方も医療機関を受診してください。

対象・接種スケジュール

定期接種の対象者	標準的な接種時期	接種回数
1 歳になる 1 日前まで	生後 5 か月～8 か月未満	1 回接種

予防接種を受けることができない方

- ①明らかに発熱している方(37.5℃をこえる場合)
- ②重い急性疾患にかかっている方
- ③麻しん風しん・水痘等の注射生ワクチンの予防接種をして 27 日以上経っていない方
- ④1か月以内に麻しん、風しん、水痘、おたふくかぜ及びその他ウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等)に感染又は、感染者と接触があった方
(接種時期については、かかりつけ医と相談してください。)
- ⑤このワクチンの成分によってアナフィラキシー(通常接種後 30 分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)を起こしたことがある方
- ⑥その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方

ワクチン接種後の注意

BCG 接種方法は、管針法といってスタンプ方式で上腕 2 か所に押し付けて接種します。それ以外の場所に接種するとケロイドなどの副反応がでる可能性が高くなるので、避けなければなりません。

接種したところは、日陰で乾燥させてください。10 分程度で乾きます。

- ①接種後約 30 分間程度は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
 - ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
 - ③接種後 4 週間は、副反応の出現に注意しましょう。
 - ④接種部位は清潔に保ちましょう。当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
 - ⑤接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
- ※予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、健康推進課へ連絡をしてください。

予防接種による健康被害の救済について

予防接種法に基づく定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合は予防接種法に基づく医療費、医療手当などの給付を受けることができます。

ただし、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて因果関係を審議後、定期の予防接種によるものと認定された場合にのみ給付を受けることができます。予防接種法に基づく給付の対象から外れた場合は、所定の手続き・審査後に独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく給付を受けることとなります。給付申請の必要が生じた場合には、健康推進課へ連絡をしてください。

(問合せ先)長浜市健康推進課 : 65-7751